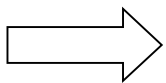


## 災害発生時等における臨時休業等について

「暴風警報」などの気象警報が発令されたときや「大規模地震」が発生したときの児童の安全確保について、川崎市教育委員会の通知による対応の仕方をお知らせいたします。ご家庭で掲示するなどして活用していただくとともに、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、学校にご確認ください。(電話：599-1246)

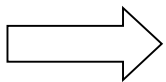
- 神奈川県全域、または神奈川県の一部（川崎市に限りません）に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」のいずれかが午前6時の時点で発表及び継続中の場合。



当日一日を臨時休業(休校)とします。(わくわくプラザも休室になります)

※その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時間を繰り下げて授業を実施することはいたしません。なお、教育委員会より直接メール配信が送られることもあります。

- 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が、午前6時の時点で発表及び継続中の場合。



その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。保護者の判断で、時間を遅らせて登校させる、あるいは欠席させても、遅刻・欠席扱いにはなりません。(この場合は、必ず学校に連絡をしてください)

- 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発表された場合。



授業を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。

※ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、児童を学校で待機させたり、保護者の引き取りを要請したりするなど、安全措置を講ずることがあります。

※「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断します。

※いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信等でお知らせいたします。

- 川崎市のいずれかの地域（幸区とは限りません）で、「震度5強以上の地震」が発生した場合。



発生した日の翌日を臨時休業にします。  
発生した時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にします。  
発生した日が休日または休前日(金曜日など)の場合は、休日明けの平日を臨時休業にします。

※なお、使節設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時間を変更する場合があります。

- 児童の登校後に川崎市のいずれかの地域で、震度5強以上の地震が発生した場合。



児童を学校で待機させ、原則として保護者に直接引き渡しとなります(引き取り下校)。